

Ⅱ 第3期事業（H28～R2）の概要

1 事業目的

都市の環境改善や防災性向上を図ることを目的に、平成18年度から導入された県民緑税を活用し、住民団体等が実施する植樹や芝生化などの緑化活動を支援している。

2 推進体制

市町において関連施策との整合をはかりながら市町緑化計画を作成し、これに基づき住民団体等が行う緑化を推進している。

また県民局・県民センターにおいて緑化活動を行う住民団体の掘り起こしや事前相談等を行うとともに、緑化後は緑のパトロール隊が植栽場所を点検、維持保全に必要な指導・助言するなど関係者が一丸となり、住民団体等の緑化活動を支援している。

3 対象者

- ・自治会、婦人会、老人会などの住民団体
- ・緑化などのテーマを目的として活動する団体、グループ
- ・まとまった面積（100㎡以上）の緑化が可能な土地所有者等（個人、法人等）
- ・法人、個人、住民団体、市町等で構成される団体、協議会（大規模都心緑化のみ）

4 緑化メニュー

- | | |
|-------------------|-------------|
| (1) 一般緑化 | (2) 校園庭の芝生化 |
| (3) ひろばの芝生化 | (4) 駐車場の芝生化 |
| (5) 建築物の屋上緑化・壁面緑化 | (6) 大規模都心緑化 |

5 対象地域

| 住民団体が公共用地で実施 | 個人・法人等が実施 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域（都市計画法第7条） ・非線引き都市計画区域（用途地域が定められた区域）（同法第8条） ・まちの区域（緑豊かな地域環境の形成に関する条例（以下「緑条例」という。）第9条第1項第4号） | <ul style="list-style-type: none"> ・同 左 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域（都市計画法第7条） ・非線引き都市計画区域（用途地域の指定のない区域） ・さとの区域（緑条例第9条第1項第3号） | / |

- ・校園庭の芝生化は県下全域が対象
- ・大規模都心緑化は、人口集中地区内に所在する駅から半径概ね1km圏内の区域が対象

6 補助対象及び補助率

| 住民団体が公共用地で実施 | 個人・法人・協議会等が実施 |
|--|---|
| 下記の実費相当額 <ul style="list-style-type: none"> ・緑化資材費 ・自主施工困難な施工費 | 下記の経費の合計の1/2以内 <ul style="list-style-type: none"> ・緑化資材費 ・施工費 |

- ・校園庭の芝生化は、平成28年度よりポップアップ式スプリンクラー、井戸の設置費用を加算